

## 利益相反管理方針

GAM 証券投資顧問株式会社

### 1. 目的

当社は、金融商品取引法上での有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者として、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反の恐れのある取引を管理することとし、利益相反管理体制の整備において求められる方針を策定することとします。

### 2. 利益相反の恐れのある取引の類型

#### (1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反の恐れのある取引」とは、当社又は当社のグループ会社が行う取引のうち、当社の顧客の利益を不当に害する恐れのある取引（以下「対象取引」といいます）をいいます。

利益相反は、①当社及び／又は当社のグループ会社とお客様との間で、又は②当社及び／又は当社のグループ会社のお客様と他のお客様との間等で生じる可能性があります。

#### (2) 取引の類型・判断基準

「利益相反の恐れのある取引」の類型としては、以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は「利益相反の恐れのある取引」の有無の判断基準の一助となるに過ぎず、これらの類型に該当するからといって直ちに「利益相反の恐れのある取引」となるわけではなく、これらの類型以外にも利益相反の恐れのある取引として管理する場合があります。また、取引の類型・判断基準は必要に応じて将来の追加、修正がありうることに留意が必要です。

- 顧客の犠牲により、当社又は当社関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合（忠実義務型）
- 顧客以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合（忠実義務型）
- 当社又は当社のグループ会社が保護すべき顧客を相手方とする取引を当社又は当社のグループ会社が行う場合（自己代理型）
- 当社又は当社のグループ会社が保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引を当社又は当社のグループ会社が行う場合（双方代理型）
- 当社又は当社のグループ会社が保護すべき顧客の取引相手との間の、顧客と競合する取引を当社又は当社のグループ会社が行う場合（競合取引型）

- 当社又は当社のグループ会社が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じて、自己の利益を得る取引を当社又は当社関係者が行う場合（情報利用型）

当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社及び当社グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮します。

### （３） 具体例

- 当社のグループ会社が発行又は組成する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託している顧客の資産に組み入れる場合。
- 当社又は当社関係者の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与える恐れのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む）の供応を受ける場合
- 複数の顧客又はファンドと投資一任契約又は投資助言契約を締結しているときに、当該顧客又はファンド間での資産配分を行う権限を有する場合
- 投資運用業又は投資助言・代理業における顧客資産の有価証券売買に関する情報を用いて、第一種金融商品取引業として顧客に対して有価証券等の勧誘を行う場合
- 第一種金融商品取引業において知りえた顧客の売買予定や有価証券発行等の非公開情報を用いて投資運用業又は投資助言・代理業における顧客資産の有価証券売買又はその助言を行う場合

### （４） 利益相反の恐れのある取引の特定等のプロセス

当社の業務担当部署の役職員は、顧客との間の取引により取得した情報に照らして、新規案件あるいは既存の投資案件のそれぞれの場合について、上記の類型に該当する恐れがあると判断した場合は、グループポリシーに従い、自己の属する部門の長（以下「ファンクショナルヘッド」という。）、利益相反管理統括者及びグループのコンプライアンス部門に属するグループ全体の利益相反管理を統括するグループヘッド（以下「グループヘッド・オブ・コンフリクツ&コンダクト」という。）に報告し、指示を仰ぐこととします。この場合において、業務担当部署又はファンクショナルヘッドの判断と利益相反管理統括者又はグループヘッド・オブ・コンフリクツ&コンダクトの判断が異なる場合は、利益相反管理統括者又はグループヘッド・オブ・コンフリクツ&コンダクトの判断が優先されます。

但し、当社又は当社のグループ会社のレピュテーションにかかわる場合等重大な判断を要する場合は、当社の利益相反管理統括者は、当社の取締役会及びグループの利益相反管理委員会において「利益相反の恐れのある取引」の「特定」及びその「管理方法」を協議し、必要な措置等を取ることとします。

### 3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、当社および以下に掲げる当社グループ会社です。

- GAM Holding AG
- GAM Group AG
- GAM Hong Kong Limited
- GAM International Management Limited
- GAM Investment Management (Switzerland) AG
- GAM Fund Management Limited
- GAM London Limited
- GAM USA Inc.
- GAM (UK) Limited
- その他 GAM Holding AG のホームページで閲覧可能な GAM Holding AG のアニュアル・レポートに掲載されているグループ会社のうち、利益相反管理統括者が利益相反の観点から管理対象に含める必要があると判断したグループ会社

### 4. 利益相反の恐れのある取引の管理の方法

当社は、利益相反の恐れのある取引を特定した場合、グループポリシーに定める方法又は次に掲げる方法を選択し、又は組み合わせることにより、当該顧客の保護を適正に確保いたします。但し次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が取られるとは必ずしも限りません。

- 対象取引を行う部署と顧客との取引を行う部署を分離する方法、その他の情報隔壁を設ける方法
- 対象取引又は顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は顧客との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害される恐れがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法（但し、当社またはグループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限る）
- 情報を共有する者又は共有する可能性がある者を監視する等による管理の方法
- その他当社が適切と認める方法

### 5. 利益相反管理体制

当社は、以下に掲げる方法を適宜選択し、また組み合わせることによって、利益相反を管理致します。

- 適切な情報遮断の設置
- 取引条件・方法の変更
- 取引の中止
- 利益相反の開示又はお客様の同意
- その他、利益相反管理統括者が適切と判断した方法

当社は、利益相反について定められた方法その他の法令社内規程等を遵守することを始め、全役職員を対象に教育、研修を行い、利益相反の防止に努めます。また、当社では利益相反管理統括者が利益相反についての情報収集を行うことにより、利益相反を一元的に管理します。

以上